

大和市電子公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第12号

大和市電子公印規則の一部を改正する規則

大和市電子公印規則（平成18年大和市規則第95号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「（第1号様式）」を削る。

第6条第3項中「電子公印使用状況報告書により」を削る。

第8条中「第2号様式から第4号様式までについては」を削る。

別表中第3号様式の項を削り、同表第4号様式の項中「第4号様式」を「第3号様式」に改める。

第1号様式を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。